

## 告 示

### 埼玉県告示第六百二十二号

令和元年埼玉県告示第五百八十七号（家畜伝染病予防法第六条第一項の規定による告示）により監視伝染病の注射を受けるべき旨を命じた家畜のうち、初回接種の対象となるものに係る家畜注射手数料については、埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表農林部の項第三十三号金額の欄二の規定にかかわらず、同条例第四条第二号の規定により免除する。

令和元年十一月一日

埼玉県知事 大野 元裕